

## 多治見市死者情報の開示に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、多治見市死者情報の開示に関する条例（令和4年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (開示の請求)

第2条 条例第9条第1項の規定による開示の請求は、死者情報開示請求書（別記様式第1号。以下「開示請求書」という。）により行うものとする。

2 前項の規定により開示請求書を提出する場合（条例第6条第1項第6号に掲げる者が開示の請求をする場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

#### (1) 個人が開示請求をする場合 次のア又はイのいずれかの書類

ア 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

#### (2) 法人が開示請求をする場合 次のア、イ及びウの書類又はエの書類

ア 開示請求書に記載されている開示請求をする者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名と同一の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名が記載されている登記事項証明書

イ 開示請求書を提出する者が開示請求をする法人の従業者であることを証する書類

ウ 開示請求書を提出する者に係る前号アに掲げる書類

エ 前各号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者及び開示請求書を提出する者を確認するため実施機関が適当と認める書類

2 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項第1号に規定する場合 次のア及びイの書類

ア 前項第1号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

イ その者の住民票の写しその他その者が前項第1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

(2) 前項第2号に規定する場合 前項第2号ア又はエの書類のいずれかを複写機により複写したもの

3 代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、委任状その他のその資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る死者情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（請求に対する決定の通知）

第3条 条例第10条第1項から第3項までに規定する決定の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 死者情報の全部を開示する旨の決定 死者情報開示決定通知書（別記様式第2号）

(2) 死者情報の一部を開示する旨の決定 死者情報部分開示決定通知書（別記様式第3号）

(3) 死者情報の全部を開示しない旨の決定（次号に掲げる決定を除く。） 死者情報非開示決定通知書（別記様式第4号）

(4) 条例第8条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 死者情報存否応答拒否決定通知書（別記様式第5号）

（開示決定等の期間延長の通知）

第4条 条例第10条第6項に規定する決定の延期をする場合の通知は、死者情報開示決定延期通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（開示決定等に対する意見照会の通知）

第5条 条例第10条第7項に規定する意見照会の通知は、死者情報の開示に対する意見照会書（別記様式第7号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第6条 条例第11条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により、実施機関の保有する処理装置及びプログラムを利用して行うものとする。

(1) 音声及び映像記録 当該音声又は映像記録を複製した物の交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録

ア 当該電磁的記録を複製した物の交付

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力した物の閲覧又は交付

（カメラ等の撮影による開示）

第7条 条例第11条第1項に規定する閲覧には、カメラ等による撮影を含むものとする。

（写しの交付部数）

第8条 開示に係る文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（費用負担）

第9条 条例第12条第2項の規定による写しの作成に要する費用負担の額は、次のとおりとする。

(1) 複写機による写しの作成（A3判以下のものに限る。）

ア 単色刷り 片面1枚につき10円

イ 多色刷り 片面1枚につき50円

(2) 光ディスク（CD-Rに限る。）による写しの作成 1枚につき100円

(3) その他の方法による写しの作成 当該写しの作成に要する額

2 条例第12条第2項の規定による写しの送付に要する費用負担の額は、当該送付に要する額とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。





死者情報開示決定通知書

様

（実施機関の長）



年 月 日に受け付けました死者情報の開示請求については、次のとおり開示を決定しましたので、多治見市死者情報の開示に関する条例第10条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 死者情報の対象者 (亡くなられた方)	住 所	
	氏 名	
開示請求に係る 死者情報の内容		
開示日時場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時
	場 所	
担 当 部 課	電話	内線

- 注意 1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明できる書類をご持参のうえ、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。

別記様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

死者情報部分開示決定通知書

様

（実施機関の長）

印

年 月 日に受け付けました死者情報の開示請求については、次のとおり部分開示を決定しましたので、多治見市死者情報の開示に関する条例第10条第2項及び同条第4項の規定により通知します。

開示請求に係る死者情報の対象者 （亡くなられた方）	住 所	
	氏 名	
開示請求に係る死者情報の内容		
開示日時場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時
	場 所	
非開示とした部分		
非開示とした理由		
※開示可能期日	年 月 日	
担 当 部 課	電話	内線

この決定に不服のある場合には、行政不服審査法第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、多治見市を被告としてこの処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に取消しの訴えを提起することができます。（この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

- 注意
- 1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明できる書類をご持参のうえ、上記の開示場所までお越しください。
  - 2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。
  - 3 ※印の欄には、あなたが請求した死者情報を非開示とした理由がなくなる期日があらかじめ分かっている場合にその期日を記入していますので、その日以降に改めて請求してく



ださい。

死者情報非開示決定通知書

様

(実施機関の長)

印

年 月 日に受け付けました死者情報の開示請求については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、多治見市死者情報の開示に関する条例第10条第3項及び同条第4項の規定により通知します。

開示請求に係る死者情報の対象者 (亡くなられた方)	住 所	
	氏 名	
非開示とした理由		
※開示可能期日	年 月 日	
担 当 部 課	電話番号	内線
備 考		

- 注意 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、多治見市を被告としてこの処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に取消しの訴えを提起することができます。（この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。
- 2 ※印の欄には、あなたが請求した死者情報を開示しないこととした理由がなくなる期日があらかじめ分かっている場合にその期日を記入していますので、その日以降に改めて請求してください。

死者情報存否応答拒否決定通知書

様

（実施機関の長）

印

年 月 日に受け付けました死者情報の開示請求につきましては、次のとおり存否を明らかにせず、開示請求を拒否することと決定しましたので、多治見市死者情報の開示に関する条例第10条第3項及び同条第4項の規定により通知します。

開示請求に係る死者情報の対象者 （亡くなられた方）	住 所	
	氏 名	
開示請求に係る死者情報の内容		
存否応答拒否の理由		
担 当 部 課	電話	内線

この決定に不服のある場合には、行政不服審査法第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、多治見市を被告としてこの処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に取消しの訴えを提起することができます。（この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

死者情報開示決定延期通知書

様

（実施機関の長）

印

年 月 日に受け付けました開示請求について、多治見市死者情報の開示に関する  
条例第10条第6項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請 求 年 月 日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
請求のあった死者情報の 内容	
延 長 の 理 由	
担 当 部 課	電話 内線

死者情報の開示に対する意見照会書

様

（実施機関の長）

印

多治見市死者情報の開示に関する条例に基づき、下記の死者情報について開示請求がありました。  
つきましては、当該死者情報に係る開示決定等をするに当たり参考にしたいので、同条例第10条第7項の規定に基づき、 年 月 日（ ）までにご回答ください。

記

死者情報の内容	
死者情報の内容を含む 公文書に記録されてい る 第 三 者 情 報	
担 当 部 課 名	電話 内線

参考 多治見市死者情報の開示に関する条例第10条第7項

実施機関は、第1項から第3項までの決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。